

令和2年6月8日

千葉市内建設関係団体等の長 様

千葉市建設局土木部
技 術 管 理 課 長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における
工事及び業務の対応について

標記のことにつきまして、国土交通省より通知があり、本市発注の工事及び業務においても、同様に別添のとおり取り扱うこととしましたので、貴会員（組合員）企業への周知をお願いします。

[参考]

- ・「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における工事及び業務の対応について」

（事務連絡 令和2年5月25日付、国土交通省土地・建設産業局建設業課長）

※地方公共団体宛て

※建設業者団体宛て

- ・「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における工事及び業務の対応等について（参考）」

（事務連絡 令和2年5月26日付、国土交通省土地・建設産業局建設業課長）

- ・内閣官房新型コロナウイルス感染症対策ホームページ

URL : <https://corona.go.jp/>

担 当：技術管理課技術調整班
連絡先：245-5367

令和2年6月8日

関係各課（所）長様

技術管理課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における
工事及び業務の対応について

令和2年4月7日に行われた新型インフルエンザ等緊急事態宣言を踏まえた、工事及び測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）の対応については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和2年4月8日付、技術管理課長）等により適切な対応をお願いしてきたところです。

このたび、令和2年5月25日に、内閣総理大臣より新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言が行われたところですが、新型コロナウイルス感染症への対策については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年5月25日変更）において、基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要がある、「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を社会経済全体に定着させることに加え、事業者において、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等が実践されることも重要であるとされています。このことを踏まえ、施工中の工事等における感染拡大防止措置等につきましては、引き続き、受注者に対して周知を図るなど、適切なご対応を宜しくお願いします。

また、施工中の工事等における一時中止措置等につきましても引き続き、受発注者による協議を適切に行い、新型コロナウイルス感染症の罹患や学校の臨時休業等の感染拡大防止措置に伴い技術者等が確保できない場合、また、これらにより資機材等が調達できないなどの事情で現場の施工を継続することが困難となった場合の他、受注者から一時中止等の申出があった場合においては、一時中止等を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組状況等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、特段の事情がない限り、受注者の責によらない事由によるものとして、工期の見直し及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行うようお願いします。

[参考]

- ・「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における工事及び業務の対応について」

(事務連絡 令和2年5月25日付、国土交通省土地・建設産業局建設業課長)

※地方公共団体宛て

※建設業者団体宛て

- ・「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における工事及び業務の対応等について (参考)」

(事務連絡 令和2年5月26日付、国土交通省土地・建設産業局建設業課長)

- ・内閣官房新型コロナウイルス感染症対策ホームページ

URL : <https://corona.go.jp/>

担 当 : 技術管理課技術調整班

連絡先 : 245-5367